単　位　事　務　名	
市　場　手　数　料	
根拠及び参考法令	地方自治法施行令　【第１６４条第５項】 鹿児島県会計規則　【第４３条，８８条，９７条】 鹿児島県会計規則施行指針　【第２３，第５７】 鹿児島県契約規則
項　目	処　理　方　法
繰替払	次の各号に掲げる経費の支払いについては，会計管理者又は指定金融機関，指定代理金融機関若しくは，収納代理金融機関をしてその収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。 （１）歳入の徴収又は収納の委託手数料：当該委託により徴収又は収納した収入金 （２）前号に掲げるもののほか，経費の性質上繰り替えて使用しなければ，事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規定で定めるもの：当該普通地方公共団体の規則で定める収入金　【自治法施行令第１６４条第５項】 １　令第１６４条第５号の規定による経費は次のとおりとする。 (1) 売払いを目的とする物品又は不用の決定をした物品の売払いに伴う手数料等当該物品の売却収入金 (2) 漁獲手当　水産物売払代金 ２　支出命令者は，令第１６４条の規定により繰替払をした経費については，繰替払をした金額について第９７条に規定する手続により歳入に繰り入れなければならない。この場合において，前項第１号に掲げる経費の繰替払に係る金額については，１月ごとに取りまとめてすることができる。 【会計規則第８８条】
公金振替（振替収納）	歳入徴収者は，公金振替の方法により歳入を徴収しようとするときは，第３３条第１項の規定により調定し，公金振替依頼書を支出命令者に送付しなければならない。ただし，歳入徴収者が支出命令者を兼ねる場合（知事が別に定める場合に限る。）は，公金振替依頼書の作成及び送付を省略することができる。 生産物と動物は，歳入費目が違うので要注意。　【会計規則第９７条】 「知事が別に定める場合」とは，同一所属内で公金振替を行う場合である。 【会計規則施行指針第５７（３）】

項　　目	処　　理　　方　　法
	解　説　及　び　実　例
市場手数料率	生産物等を市場に委託販売することによって支払う手数料 その市場の業務規定で定められた率，ただし契約を結んだ時は契約した率
支払い方法	手数料を差し引かれる収入金を直接収納した場合は，次により処理するものとする。 【会計規則施行指針第２３（４）】 ア　直接収納した収納金は，収納日ごとに現金収納（払込）票により未調定分として調定し納付すること。この場合，手数料の金額をただし書欄に付記すること。 イ　手数料相当額は，当該収入金を納入した日ごとに調定票により調定すること。
実　　例	公金振替による精算（会規96条から98条） 〔例〕牛をせり市で売却処分した場合 牛の売却代金　500,000円 手数料　50,000円 手数料50,000円を売却代金から一時繰替えて支払いを行い，売却代金450,000円を物品売払収入として現金収納する。一時繰替えて支払いを行った50,000円について調定を行い，公金振替の手続により役務費から支出し，歳入に繰り入れる。（売買契約を締結済であれば，納入通知書で売却代金を処理できる場合もある。）